

議案第 90 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年5月22日

伊賀市長 岡本 栄

令和元年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）

令和元年度伊賀市の住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ65,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。